

令和6年度日高火防祭露店取扱要領

1 事務処理スケジュール

- (1) 令和6年2月7日(水) 募集開始
- (2) 令和6年3月22日(金) 申込期限
- (3) 令和6年3月25日(月) 警察審査依頼予定日
- (4) 令和6年4月5日(金) 打ち合わせ会開催通知発出予定日
- (5) 令和6年4月15日(月) 日高火防祭出店者打合せ会
- (6) 令和6年4月27日(土) 出店

2 事前相談対応

- (1) 事前に相談に来た者には、「令和6年度日高火防祭露店募集要項」を配布し、連絡先等を確認し、期限までに申し込みがない場合は、申請の有無を確認すること。
また、出店時に必要となる届出を事前に行うよう指導すること。
- (2) 「販売を希望する品物」は、トラブル防止のため、申込後の変更は認めないものとし、打ち合わせ会の際に資料として開示し、出店当事者間での調整を行わせる。
- (3) 「住所要件不適」及び「出店場所確保見通しなし」の場合は、申込を受け付けない。

3 申込書受付時の留意事項

- (1) 暴力団追放胆江地区民会議が定めた「祭典・祭事における露店の取扱いについて」を熟読するよう指導のこと。
- (2) 写真の提出は申込書提出と同時とする。写真には裏面に鉛筆で氏名を記入する。
なお、出店許可書用の写真はカラーで証明写真用が基本であるが、免許証写真のカラーコピーでも可とする。
- (3) 店舗を借りて店舗内で営業する場合は、露店には当てはまらないので申込は不要となる。日常から店舗営業を行っている業者が、日高火防祭に合わせて自店舗前に露店を設置する場合は申込不要となるが、必要に応じて「道路使用許可」を取るよう指導する。
- (4) 全ての従事者（申込者も従事する場合は再掲させる）を正確に記入させる。
なお、警察から審査の都合上、以下の事項を指導されている。
 - ア 居住実態がなければ不可
 - イ 生年月日、振り仮名を記入
 - ウ 名前は本名を漢字で記入
 - エ 中学生の従事は認めない。ただし、当該事業が家業である場合は家業手伝いなので認める。
 - オ 高校生の場合は、学校にアルバイト従事の手続きを行わせる。

4 その他

- (1) 「道路使用許可」は以下の場合に必要となる。

なお、不明な場合は、奥州警察署交通課に各自問い合わせの上、対応すること。

また、許可申請には1件あたり2,300円の県証紙が必要となる。

ア 露店が道路（歩道）にはみ出す場合

イ 道路（歩道）に客が並ぶ場合

- (2) 「露店等の開設届出書」は、多数の者が集合する催しにおいて、火災の発生のおそれのある器具を使用する露店等を開設する場合、提出が必要となる。この場合、日高火防祭実行委員会事務局が対象者分をまとめて、所管消防署に提出することから申込書と同時に預かること。

- (3) 露店を出店する場所は、実行委員会で調達しないので、出店者において確保すること。なお、土地所有者に係る情報等は一切開示しない。

- (4) 「営業を希望する場所」は、事前に土地所有者（管理者）の了解を得ている場所であるか確認すること。

なお、他の出店者と問題が発生しても当実行委員会では調整を行わないので、相互に協議・調整を行った上で申込みさせること。

- (5) 2か所以上で営業を行う場合は、場所ごとに申込みをしてもらうことが基本となるが、1件の申込みでも内容が合分かる場合は1件でも可とする。

- (6) 「営業の形態」は、その形態が分かり、サイズ及び小間数が分かるように記載させること。

なお、土地の形状、面積から出店が難しいと認められる場合は、申込前に他の出店者、土地所有者間での協議・調整を求めること。